

## 厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

平成26年11月25日

午前10時00分開会

●議長（音喜多議長） ただいまから、平成26年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。

●議長（音喜多議長） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（音喜多議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 大野議員、3番 石澤議員を指名いたします。

●議長（音喜多議長） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。  
9番、南谷委員長。

●9番（南谷議員） 議会運営委員会報告をいたします。  
はじめに、10月17日、第11回議会運営委員会を開催し、議会中の補正予算上程審査時期について協議いたしました。

協議の結果、補正は上程後、審査までの十分な調査期間を設けるため、次期12月定例会より定例会における補正予算の上程は、一般質問の前に行うことを例とすることに決定し、補正予算の審査は、これまで通り一般議案審査終了後に行うことと決定いたしました。

次に、本日午前9時より第13回議会運営委員会を開催し、第2回臨時会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。

議会からの報告・提出案件は、議会運営委員会報告、会期の決定と請願第4号、漁業用燃油にかかる軽油取引税の免税処置の堅持に関する国へ意見書の提出を求める請願、以上3件があります。審査方法は、いずれも本会議において審査いたします。

町長提出の議案等は、報告第7号及び報告第8号の専決処分事項の報告2件と、議案第65号、教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、議案第66号から議案第68号は条例の一部改正であります。審査方法は、いずれも本会議において審査いたします。

会期は、本日1日間といたします。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議長） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議長） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日、1日間といたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

（「議事進行」の声あり）

●議長（音喜多議長） 10番。

●10番（谷口議員） 議案審査を円滑に進めるために、今、資料要求をお願いしたいということで、議案第66号・67号の議案審査をするために、報酬等審議委員会に諮問、それから答申があったと思うんですが、その内容について、資料をこの議案審査までに配付をお願いしたいんですが。細かい内容は質疑をしますので、内容だけでよろしいのでお願いします。

●議長（音喜多議長） それは文書でですか。

（「はい」の声あり）

●議長（音喜多議長） 休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時09分再開

●議長（音喜多議長） 再開いたします。  
総務課長。

●総務課長（會田課長） 直ちに、用意をさせていただきたいと思います。

●議長（音喜多議長） 休憩します。

午前10時09分休憩

●議長（音喜多議長） 再開いたします。

●議長（音喜多議長） 日程第4、請願第4号 漁業用燃油にかかる軽油取引税の免税処置の堅持に関する国へ意見書の提出を求める請願を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（福田係長） 請願第4号、漁業用燃油にかかる軽油取引税の免税処置の堅持に関する国へ意見書の提出を求める請願。

紹介議員、堀守。

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や漁価の低迷など、本道の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

加えて、東日本大震災により我が国漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等によって、水産物の消費の減退と漁価の低迷については一層深刻の度を増している。

燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は我々漁業者の努力の範疇を超えている。

農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇も含め、これ以上の負担の増加となることは、漁業者を更に廃業に追い込むことになる。

このような中、道民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、下記の燃油税制にかかる措置の堅持を国に対して求める意見書を提出されたく、請願する。

記、漁業用燃油にかかる軽油引取税の免税措置を堅持すること。

平成26年9月25日。

厚岸議会議長、音喜多政東様。

請願者、厚岸郡厚岸町奔渡3丁目1番地、厚岸漁業協同組合、代表理事組合長、川崎一好。

●議長（音喜多議長） 紹介議員であります、堀議員より説明を求められておりますので、これを許します。

6番、堀議員。

●6番（堀議員） 紹介議員として、請願第4号について若干の補足をさせていただきたいと思います。

実は本請願につきましては、3年前同じ様に11月の臨時会において、請願が同じく厚岸漁業協同組合から出され、当時は採択をいただきまして、その次の第3回定例町議会

で意見書の提出をいただきまして、その意見書についても採択をいただき関係機関への提出をさせていただいたものであります。お陰を持ちまして、当時は、軽油引取税につきましては3年間免税措置が延長となりまして、平成27年の3月31日まで免税措置が延長となったものであります。

今回、請願に上げられておりますのは、27年の4月1日から免税措置がなくなるという中で、免税措置の堅持を強く要望するための請願となっております。関係各位、ご承知の通りだとは思いますが、漁業経営に対しましての燃油のコストは3割も超えるとも言われております。厚岸の漁業者は日々経営努力と、また創意工夫を凝らしながら漁業経営に努力されているところではありますけれども、この軽油の引取税が復活となった暁には、漁業経営に占める影響は大変大きいものと考えざるを得ません。折角一生懸命に経営されている漁業者にあっても、やはり経営をやめたり、また規模を縮小したりという決断をしなければならない漁業者も出て来るものと想定されます。厚岸にとっては大変由々しき問題になると思われまします。

その様な中、何とかして軽油引取税については、今後も免税措置について継続を願いたいと強く願うものでありまして、関係各位のご理解とご協力をお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

●議長（音喜多議長） お諮りいたします。

本請願については、急を要するため、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審査いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号については、委員会付託を省略し、本会議で審査することに決しました。

これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本請願を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議長） 日程第5、報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、報告第7号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

去る11月1日、厚岸町名誉町民でありました澤田昭夫前厚岸町長がご逝去されたことにより、厚岸町名誉町民に関する条例に基づき速やかに町葬を執り行うため、緊急執行を要した平成26年度厚岸町一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書の通り専決いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

総総専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年11月4日付けであります。

平成26年度厚岸町一般会計補正予算、3回目。

平成26年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,518万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。記載の通り歳入では1款1項、歳出では1款1項でそれぞれ494万6千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。5ページをお開き願います。歳入であります。

20款1項1目 繰越金、1節 前年度繰越金、494万6千円の増。補正財源の計上であります。

7ページ、歳出であります。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、494万6千円の増。町表彰・名誉町民、50万円。厚岸町名誉町民に関する条例に基づく弔慰金の計上であります。町葬執行、444万6千円。従前の例に倣い、告別式の導師ら4人への謝礼、祭壇設営経費、香典返し、町葬広告料、会場使用料など説明欄記載の通り町葬に係る経費の計上であります。

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議長） これより、質疑を行います。

9番、南谷議員。

● 9 番（南谷議員） 8 ページ、謝礼金29万、それと需用費の消耗品297万が計上となっておりますが、他は大体見たら理解出来るんですけど、細かい数字はいいんですけど、大まかな部分、この謝礼金はどういう所に支払われたのか、それから消耗品は290万になっているんですけども、主な物を教えていただきたい。

● 議長（音喜多議長） 総務課長。

● 総務課長（會田課長） お答えいたします。謝礼金につきましては、住職、導師の方々への謝礼ということでございます。消耗品につきましては、その殆どが祭壇経費ということで考えていただければ結構かと思えます。

（「分かりました」の声あり）

● 議長（音喜多議長） 他にございませんか。

（な し）

● 議長（音喜多議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

● 議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

● 議長（音喜多議長） 日程第6、報告第8号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

● 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、報告第8号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

去る11月21日、衆議院が本会議で解散。臨時閣議で12月2日公示、14日投開票の日程で総選挙が行われることが決定され、北海道選挙管理委員会から直ちに投開票事務を進めるよう指示が出されました。ポスター掲示場など、公示前に速やかに発注しておかなければならない経費の予算が必要であり、緊急執行を要した平成26年度厚岸町一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書の通り専決いたし

ましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。  
10ページをご覧ください。

総総専第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年11月21日付けであります。

平成26年度厚岸町一般会計補正予算、4回目。

平成26年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ918万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,436万2千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

11ページをお開きください。

第1表であります。歳入歳出予算補正につきまして、記載の通り歳入では1款1項、歳出では1款1項でそれぞれ918万2千円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。13ページをお開き願います。歳入であります。

16款 道支出金、3節 委託金、1目 総務費委託金、4節 選挙費委託金、918万2千円の増。衆議院議員選挙費委託金の計上であります。

15ページ、歳出であります。

2款 総務費、4項 選挙費、5目 衆議院議員選挙費、918万2千円。12月2日公示、14日投開票が行われる衆議院議員選挙事務経費の計上で、内容は説明欄記載の通りであります。

以上で、報告第4号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議長） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（音喜多議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（音喜多議長） 日程第7、議案第65号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただ今上程をいただきました、議案第65号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由と内容をご説明いたします。

現在、厚岸町は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、5人の教育委員会委員を任命しておりますが、この内、保田雅子委員の任期が本年11月30日を以て満了するとともに、同氏から今期で退任したいとの意向が示されました。

つきましては、その後任として同法第4条第1項の規定に基づく、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で教育・学術及び文化について識見を有する次の方を新たに任命しようとするものであり、同法同条同項の規定により議会の同意をいただきたく提案をするものであります。

議案書17ページをご覧ください。住所、厚岸郡厚岸町梅香2丁目43番地。氏名、森脇直美。生年月日、昭和47年11月5日。性別、女。職業、無職であります。また、森脇氏の職歴については、次のページに記載しておりますので参考に供してください。なお、任期は同法第5条第1項の規定により、本年12月1日から平成30年11月30日までの4年間であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意賜るようお願いいたします。

- 議長（音喜多議長） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にあります通り、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（音喜多議長） 休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

- 議長（音喜多議長） 再開いたします。

- 議長（音喜多議長） 日程第8、議案第66号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第66号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

人事院は去る8月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告をするとともに、この報告を実現するため一般職の職員の給与に関する法律の他、関係する法律について改正することを勧告いたしました。この度の人事院の勧告の内容を大別すると、次の二つに分けられます。

一つ目には、本年4月に人事院が行った民間給与実体調査に基づく官民給与の格差を踏まえ、この均衡を図るための給与の改定。二つ目には、地域毎の民間賃金の水準のよりの確な公務員給与への反映や、官民の給与差を踏まえた、50歳代後半層の水準などの給与制度の総合的見直しに係る給与の改定であります。また、内閣は10月7日に勧告どおり実施することを閣議決定し、同日付けで法律案を国会に提出、衆議院においては11月4日、参議院においては11月12日に可決されたところであります。

この度の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、前段申し上げました人事院勧告の内容に準じた改定を行おうとするものであります。改定の内容については、一点目として、前段申し上げました人事院勧告の内容における一つ目の官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための期末手当・勤勉手当の引上げ改定に準じ、町長、副町長及び教育長の期末手当を0.15月分引き上げること。二点目として、人事委員勧告の内容における二つ目の給与制度の総合的見直しにおける俸給表の引き下げ改定に準じ、町長、副町長及び教育長の給料月額を約2パーセント引き下げることとするものであります。また、これらの改定内容については、去る11月11日開催の厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付けでこの内容通り改定することが適当であるとの答申をいただいております。

改正条文の説明をいたしますが、この度の改正条例は4条立ての更正としております。第1条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正として、町長及び副町長の本年12月の期末手当の支給割合の改正。第2条は、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正として、教育長の本年12月の期末手当の支給割合の改正。第3条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正として、町長及び副町長の平成27年以後の6月と12月の期末手当の支給割合と平成27年4月1日以後の給料月額の改正。第4条は、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正として、教育長の平成27年以後の6月と12月の期末手当の支給割合と平成27年4月1日以後の給料月額の改正について、それぞれ規定したものとなっておりますので、予めご了承くださいと存じます。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第66号説明資料の新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、説明資料をご覧ください。

はじめに第1条、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。町長及び

副町長の期末手当支給割合を規定する第5条第2項中、12月の支給割合を100分の205から100分の15引き上げ、100分の220に改めるものであります。

次に第2条、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正であります。教育長の期末手当支給割合を規定する第5条第2項中、12月の支給割合を100分の205から100分の15引き上げ、100分の220に改めるものであります。また、第1条及び第2条の改正により、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給割合は、100分の395から100分の410となります。

次に第3条、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。新旧対照表の裏のページになります。第1条と同じく、町長及び副町長の期末手当支給割合を規定する第5条第2項中、6月の支給割合を100分の190から100分の7.5引き上げ、100分の197.5に、12月の支給割合を第1条で改正した100分の220から100分の7.5引き下げ、100分の212.5に改めるものであります。また、町長及び副町長の給料月額を規定する別表中、町長の給料月額を83万4千円から1万7千円引き下げ、81万7千円に。副町長の給料月額を69万2千円から1万4千円引き下げ、67万8千円に改めるものであります。

次に第4条、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正であります。第3条中、教育長の給料月額を62万6千円から1万3千円引き下げ、61万3千円に改めるものであります。第2条と同じく、教育長の期末手当支給割合を規定する第5条第2項中、6月の支給割合を100分の190から100分の7.5引き上げ、100分の197.5に、12月の支給割合について第2条で改正した100分の220から100分の7.5引き下げ、100分の212.5に改めるものであります。なお、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合は、第1条及び第2条で改正する割合と同率の100分の410となります。

また、第3条の町長及び副町長の給料月額並びに第4条の教育長の給料月額の引き下げ改定については、冒頭で申し上げました通り平成27年4月からの給与制度の総合的見直しの関わるもので、この改定において町長の給料月額の基準としている国家公務員の指定職俸給表3号俸の俸給月額が、83万4千円から81万7千円に引き下げとなることから、町長の給料月額を引下げ後の指定職俸給表3号俸の俸給月額と同額の81万7千円に、副町長の給料月額を従前の基準に倣い、改訂後の町長の給料月額に100分の83の割合を乗じて得た額の千円未満の端数を四捨五入した67万8千円に、教育長の給料月額を同じく改訂後の町長の給料月額に100分の75の割合を乗じて得た額の千円未満の端数を四捨五入した61万3千円に改めるものであります。

議案書の20ページをご覧ください。附則であります。この条例の施行日について第1条と第2条の規定を公布の日から、但し書きにより、第3条と第4条の規定を平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、これらの改正による影響額については、本年12月支給分の期末手当の引上げ改定により、町長が14万3,865円の増、副町長が11万9,370の増、教育長が10万7,985円の増で、合すると37万1,220円の増額となります。平成27年4月1日から改定する給料については、年額で町長が20万4千円の減、副町長が16万8千円の減、教育長が15万6千円の減で、合すると52万8千円の減額となります。また、平成27年4月からの給料月額の引下げ改定が期末手当の基礎額にも影響するため、この度の改正に伴う全体の影響額としては、平成26年度と平成27年度の給与を比較しますと、町長が14万290円の減、副

町長が11万4,639円の減、教育長が10万9,310円の減で、合計すると36万4,239円の減額となるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（音喜多議長） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議長） 日程第9、議案第67号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第67号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

この度の条例改正は、先の議案第66号でご説明申し上げました、本年8月の人事院の勧告における官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与改定の内、期末手当・勤勉手当の引上げ改定の内容に準じ、厚岸町議会議員の期末手当を0.15月分引き上げることとするものであります。また、この改定内容につきましては議案第66号と同様、去る11月11日開催の厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付けでこの内容通り改定することが適当であるとの答申をいただいたところであります。

改正条文の説明をいたしますが、この度の改正条例は2条立ての構成としております。第1条、第2条ともに見出しを厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正としておりますが、第1条は本年12月の期末手当の支給割合の改正、第2条は平成27年以後の6月と12月の期末手当の支給割合の改正について、それぞれ規定したものとっておりますので、予めご了承くださいと存じます。

なお、これから行う条例案の説明は議案書により行わせていただきますので、別にお配りしております議案第67号説明資料の新旧対照表につきましては、参考として合せてご参照いただきたいと思います。それでは議案書の21ページをご覧ください。

はじめに第1条であります。議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される期末手当について規定している第10条第2項中、12月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合、100分の205を100分の15引き上げ、100分の220に改めるものであります。

次に第2条であります。同じく議長以下、議員に支給される期末手当について、第10条第2項中、6月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合、100分の190を100分の7.5引き上げ、100分の197.5に、12月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合を、この条例の前条で改正した100分の220を100分の7.5引き下げ、100分の212.5に改めるものであります。また、第1条及び第2条の改正により、議長以下、議員に支給される期末手当の支給割合は、年間で現行の100分の395から100分の410となるものでございます。

次に附則であります。この条例の施行日については、第1条の規定が公布の日から。但し書きにより、第2条の規定が平成27年4月1日からとするものであります。

この改正による影響額につきましては、年間で議長が4万3,800円の増、副議長が3万5,100円の増、常任委員長及び議会運営委員長が1人につき3万1,350円の増、議員が1人につき2万7,450円の増で、全ての議員を合せた総額では39万2,550円の増額となるものでございます。

なお、議長以下、議員の報酬月額につきましても、11月11日開催の厚岸町特別職報酬等審議会にお諮りしたところ、現行の額を改定しないことが適当であるとの答申を受けましたので、これを改正しないこととしております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（音喜多議長） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 議員の報酬、それから期末手当等については、以前は全て報酬委員会に諮っていたように記憶しているんですけど、最近は諮られていなかったということで、議員協議会等の意見もあって、今回は報酬審議会の意向を議員としても判断の材料にしたいという意向であったんですけど、手当等については人事院勧告通りであります。報酬等についてはもう少し諮問内容の見解等、それから審議会としてどういう見解であったのか、その辺の説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（音喜多議長） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 議会からの依頼によりまして、町長から報酬審議会のほうに報酬月額につきまして、諮問をさせていただきました。

資料でお配りしております最後から2枚目の裏面、諮問第4号をご覧いただきたいと思います。

厚岸町議会議員の報酬月額の改定についてということで、町長からは案１としまして、引下げの改定。これは記載の通り、従前の通り町長の給料月額を基準として、それぞれ、議長の報酬月額を町長の給料月額に100分の35を乗じて得た額、副議長の報酬月額を町長の給料月額に100分の28を乗じて得た額、常任委員長さらには議会運営委員長の報酬月額を町長の給料月額に100分の25を乗じて得た額、議員の報酬月額を町長の給料月額に100分の22を乗じて得た額ということで、町長の給料月額が27年４月から１万７千円引き下げられることによりまして、その引き下げられた81万７千円に、今ご説明申し上げました割合を乗じて得た額に引き下げるかという提案が、まず一つ目でございます。引き下げられる改訂後の額につきましては、その下の表のとおりでございます。次に案２として、これまでの割合を踏襲せず、現行規定のまま改定しないとすることが、案の二つ目でございます。三つ目が、釧路管内町村の平均額、平均の報酬月額に合わせ、それぞれ引き上げる内容とするものの提案。この三つの案を以て、報酬審議会にお諮りをしたところでございます。

改定時期につきましては、それぞれ27年４月１日からとしておりましたが、報酬審議会のほうからは、事務局のほうで作成した資料において、全道129町の平均、それと類似団体８町の平均、それと管内鶴居村を除きます６町の平均のそれぞれ報酬月額を示させていただきました。その中で、先ずは管内の町の平均月額に倣って、どうするかということで、ご審議をいただいたところでございます。この中で厚岸町の議長以下、議員までの報酬月額が現行におきましても、管内６町の中でも一番低いという現状がございました。報酬審議会では、この最低の金額を更に町長の給料月額に合わせて引き下げることはどうかというご意見が出されまして、最終的には引き上げることが良いのではないかとというご意見もございましたし、町長に合わせて引き下げる方が良いのではないかとというご意見も中にはございましたけれども、最終的に報酬審議会としては、現行の低い報酬月額を勘案して、そのまま引き下げないということが望ましいのではないかとというご意見が纏まりまして、町長のほうに答申がなされたという内容でございます。

（「いいです」の声あり）

●議長（音喜多議長） 他にございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議長） 日程第10、議案第68号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました、議案第68号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

この度の条例改正は、議案第66号でご説明申し上げました、本年8月の人事院勧告における、一つ目の本年4月に人事院が行った民間給与実態調査に基づく官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定の内、国家公務員の俸給表、通勤手当及び期末手当・勤勉手当の引上げ改定の内容に準じ、厚岸町職員の給料表、通勤手当及び期末手当・勤勉手当をそれぞれ引き上げる改定を行うものであります。

改定の内容については、ただ今申し上げた通り、一つ目が給料表の改定で、一般給料表、企業職給料表及び医療職給料表を合わせ、約0.44パーセントの引き上げ、嘱託職員給料表で約0.67パーセントの引き上げとなります。また、この給料表の改定は、本年4月に遡及して実施することとしております。なお、医師給料表と再任用職員の給料月額につきましては、人事院勧告に準じ改定を行わないことといたします。二つ目が通勤手当の改定であります。この改定も本年4月に遡及して実施することとしております。三つ目が期末手当・勤勉手当の改定で、本年12月に支給する勤勉手当を0.15月分引き上げるものであります。いずれの改定も本年8月の人事院勧告及び既に国会で可決されました、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた内容となっております。また、これらの改定内容については、去る11月4日に厚岸町職員組合に申し入れをし、同月14日にこれを承諾するとの回答を得ておりますことをご了承願います。

なお、議案第66号で説明いたしました、この度の人事院勧告における、もう一方の給与制度の総合的見直しに係る、翌年4月から施行される平均で約2パーセントとする俸給表の引き下げや、これに伴う現給保障措置などの内容に準じた本町の給与改定については、職員組合との継続協議となっておりますので予めご了解いただきたいと存じます。

改正条文の説明をいたしますが、この度の改正条例は2条立ての構成とし、第1条が職員の給与に関する条例の一部改正、第2条が厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正としておりますので、予めご了解願います。なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第68号説明資料の新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、説明資料の1ページをご覧ください。

第1条、職員の給与に関する条例の一部改正であります。はじめに、第15条第2項第2号の改正は、自動車等の使用距離の区分に応じた通勤手当の額を改定するものであります。ロの使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員の額4,100を100円引き上げ、4,200円に。ハの片道10キロメートル以上15キロメートル未満の職員の額6,500を600円引き上げ、7,100円に。ニの片道15キロメートル以上20キロメートル

未満の職員の額8,900を1,100円引き上げ、1万円に。ホの片道20キロメートル以上25キロメートル未満の職員の額1万1,300を1,600円引き上げ、1万2,900円に。への片道25キロメートル以上30キロメートル未満の職員の額1万3,700を2,100円引き上げ、1万5,800円に。次ページ、トの片道30キロメートル以上35キロメートル未満の職員の額1万6,100を2,600円引き上げ、1万8,700円に。チの片道35キロメートル以上40キロメートル未満の職員の額1万8,500を3,100円引き上げ、2万1,600円に。リの片道40キロメートル以上45キロメートル未満の職員の額2万900を3,500円引き上げ、2万4,400円に。ヌの片道45キロメートル以上50キロメートル未満の職員の額2万1,800を4,400円引き上げ、2万6,200円に。ルの片道50キロメートル以上55キロメートル未満の職員の額2万2,700を5,300円引き上げ、2万8,000円に。ヲの片道55キロメートル以上60キロメートル未満の職員の額2万3,600を6,200円引き上げ、2万9,800円に。ワの片道60キロメートル以上の職員の額2万4,500を7,100円引き上げ、3万1,600円に、それぞれ改めることとしております。

次に、第16条の6第2項の改正は勤勉手当の額の算出に当り、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、第1号では再任用職員以外の職員の割合100分の67.5を100分の15引き上げ、100分の82.5に改め、第2号では再任用職員の割合100分の32.5を100分の5引き上げ、100分の37.5とするものであります。また、この改正により期末手当の年間支給割合は、再任用職員以外の職員は100分395から100分の410となり、再任用職員が100分の210から100分の215となります。

次ページをご覧ください。次に、第22条第2項の改正は、嘱託職員に支給する勤勉手当の額の算出に当り、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、この項が読替規定となっていることから、第16条の6第2項のとおり正規職員の支給割合100分の67.5を100分の82.5に改めたうえ、嘱託職員の支給割合100分の50を正規職員を同様に100分の15引き上げ、100分の65とするものであります。また、この改正により嘱託職員の期末手当の年間支給割合は100分の286から100分の301となります。

次に、附則第13項の改正は、55歳を超える職員の内、一般給料表または医療職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級である者、いわゆる課長相当職である者の勤勉手当の減額率を改めるもので、本年12月に支給する勤勉手当に限り、その支給割合が100分の67.5から100分の82.5に、100分の15引き上げられることに伴う調整のため、その減額率を100分の1.0125から100分の1.2375に引上げ改定するものであります。

次に、別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表及び別表第4の嘱託職員給料表の全部を改める改正であります。これも別に配付しております説明資料の別紙、給料表の新旧対照表をご覧ください。1ページから4ページにかけて別表第1の一般給料表、4ページから9ページにかけて別表第2の医療職給料表、9ページから10ページにかけて別表第4の嘱託職員給料表となっております。給料表の改定につきましては冒頭で申し上げた通り、人事院勧告及び当該勧告の内容に準じて制定された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた内容としており、別表第1の一般給料表では、初任給及び若年層の給料月額を最高で2千円引き上げるとともに、50歳代後半層の職員が在級する3級以上の級の高位号俸については、改定を行わないこととしております。別表第2の医療職給料表では、初任給及び若年層の給料月額を最高で2,300円引

き上げるとともに、３級以上の級の高位号俸については一般給料表と同様、改定を行わないこととしております。また、別表第４の嘱託職員給料表についても、初任給及び若年層の給料月額を一般給料表と同様に最高で２千円引き上げるとともに、高位号俸については、その引き上げ幅を小さくした改定内容としております。なお、第２条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、本条例に規定がない嘱託職員の勤勉手当に関する部分と改正規定の条項番号が異なる他、改正の内容がこれまで説明いたしました第１条の職員の給与に関する条例の一部改正と全て同様でありますので、説明を省略させていただきます。また、説明資料別紙の１０ページから最終ページにかけての企業職給料表についても、現行・改正案共に一般給料表と全く同じ内容となっております。

続きまして、この条例の附則であります。議案書の３４ページをご覧ください。附則第１項は施行期日で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。附則第２項は第１条の規定の内、通勤手当の額を定める第１５条第２項第２号、正規職員と再任用職員の勤勉手当の額を定める第１６条の６第２項、嘱託職員の勤勉手当の支給割合を定める第２２条第２項及び５５歳を超える職員の内、その職務の級が６級である者の勤勉手当の減額率を定める附則第１３項の改正規定並びに第２条の規定の内、通勤手当の額を定める第１０条第２項第２号、正規職員と再任用職員の勤勉手当の額を定める第１４条第２項及び５５歳を超える職員の内、その職務の級が６級である者の勤勉手当の減額率を下げる附則第１１項の改正規定を除く改正規定は、平成２６年４月１日から適用することを定めており、端的に申し上げますと、給料表と通勤手当の引上げ改定については、本年４月１日に遡及して実施することを規定した内容となっております。次ページの附則第３項は、この条例により引上げ改定した給料と通勤手当について、本年４月１日遡及により、本年４月から１１月までの８ヶ月分の当該給料と通勤手当の支給に当たっては、これまで改定前の額で支給した分を内払いとみなし、この内払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

これらの改定に伴う本年度予算への影響額につきましては、企業会計を含めた全会計で、給料表の引上げ改定により給料の増額分が約３６８万円。期末手当・勤勉手当の増額分が、勤勉手当の時給割合の引上げ改定分を加え、約１，６２９万円。通勤手当の引上げ改定による増額分が約７５万４千円。また、このことによる共済費や各種負担金の増額分が約４３８万７千円となり、これらを合わせた総額が約２，５１１万千円と試算しているところでございます。なお、今申し上げました影響額につきましては、いずれも嘱託職員を含めた額であることを申し添えます。また、これらの影響額に係る予算につきましては、１２月１０日開会予定の厚岸町議会第４回定例会に提出する補正予算案に計上することとしておりますので、ご了承願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議長） これより、質疑を行います。

６番、堀議員。

● 6 番（堀議員） 通勤手当のイからワまでの支給実人数、現状での実人数を教えてください。でも、今説明出来るでしょうか。出来なければ補正予算で上げる時に資料であげて貰いたいと思うんですが、どうでしょうか。

● 議長（音喜多議長） 総務課長。

● 総務課長（會田課長） イから順に。改定のないイの部分につきましては、5キロ未満である職員、これについては253人。済みません、5キロメートル未満である職員が253人で、イに該当する職員が120人。ロに該当する職員が18人、ハに該当する職員が6人、ニに該当する職員が3人、ホが2人、ヘが2人、トが0人、チが2人、リが2人、ヌが5人、ルが1人、ヲが1人、ワが0です。今の説明については、嘱託職員も含んだ人数としております。

● 議長（音喜多議長） 他にございませんか。  
10番、谷口議員。

● 10番（谷口議員） 今回は久しぶりの公務員の給与の引き上げとなると思うんですね。ただ、そうは言っても一方では引上げがない部分もあると。そうすると、物価だとかそういうものを考えると、実質的な引下げに遭う人達も出てくると考えるんですが、今回の初任給2千円引き上げというのが人事院勧告の目玉なんですけど、厚岸の俸給表でいえばどの辺りがその部分に該当するのか、給料表で説明をしていただきたいと思います。それから、先程2パーセントの引き下げについて、総合的見直しと言っていましたよね、これについて具体的に、どういうことをしようとしているのかね、これについてももう少し説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、この二点、まずお願いします。

● 議長（音喜多議長） 総務課長。

● 総務課長（會田課長） まず初任給の部分ですが、現行の高卒の新規採用職員で、これは純粋な新規卒業者、1級の5号俸14万100円です。これが2千円引き上がって14万2,100円。以下、それぞれ約2千円の引き上げとなっております。それから大卒者、これも新規卒業者として考えますと、1級の30号俸18万600円、これを18万2,600円、2千円引き上げと。新規卒業者でいうと、単純にこういうことになります。

それと、27年4月からの総合的見直しの内容でございますけれども、まずはこの総合的見直しにつきましては、大別しますと世代間及び地域間の給与配分の見直しというのが、まず一つでございます。それともう一つが、職務や勤務実績に応じた給与配分という、この二つの内容が給与制度の総合的見直しということで、人事院勧告では言われております。

その内容を申し上げますと、世代間及び地域間の給与配分の見直しにつきましては、まずは俸給表、国家公務員という俸給表の引下げ改定であります。平均では約2パーセントの引き下げで、その1級及び2級の初任給に係る号俸、今回引き上げます約2千円

の引き上げの部分については、若年層は引き下げを行わないとしております。厚岸町の給料表で言いますと、大体30歳ちょい位の人達から引き下げになるとみております。その際ですね、約2パーセントの引き下げなんですけれども、若年層の方々の給料表は引き下げないものですから、逆に3級以上の高位号俸、号俸の下の人達、この人達ですと最大で4パーセント程度の引き下げとなっております。ですから、この数年間人事院勧告で行われております、特に50歳代後半層の職員の方々に可成り厳しい内容が今回も示されているということで、ご理解いただければと思います。ただし、医師給料表については、人事院勧告でも引き下げは行わないとしております。

それで、それに伴いまして激変緩和という措置が行われまして、3年間、要は27年4月1日から30年3月31日まで現給保障措置と言われる、引き下げ分を給料として3年間みますよという措置が行われることになっております。前回の地域給導入の際にはですね、当分の間ということで現給措置が行われていたところではありますが、今回については3年間という限定付きと、現給保障措置ということになっております。

それと55歳を超える職員の6級の職員の100分の1.5、これは給料、管理職手当、それと期末手当・勤勉手当の減額を行っておりますけれども、これも引続き30年3月31日まで現給保障がされている間には行うという内容となっております。

それで厚岸町には影響はないんですけれども、この全体的な俸給表の引き下げに伴いまして、都市部に勤務されている国家公務員には地域手当というものが与えられていますけれども、これを引き上げるという内容になっております。地方公務員には一部、札幌市とか大都市の方々には関係あるでしょうけれども、厚岸町については地域手当の引き上げについては関係はないというものになっております。その他、本府省業務調整手当であるとか、あとは官僚の方々に、中央部で働いていらっしゃる官僚の方々には、それなりの色々な手当の引き上げがあるようであります。それらの引き上げに伴いまして、国は平成27年1月1日の昇級を1号俸抑制をするという内容になっております。

それと、職務や勤務実績に応じた給与配分という部分では、まず一つ目には管理職員特別勤務手当の追加ということがされているようであります。これは、災害等で管理職員が勤務に当たった場合、午前0時から午前5時までの間に、そういった災害への対処をした管理職員に対しては手当の支給をするというものが、今回、加えられております。それと、単身赴任手当の引き上げでございます。これは、民間における同種手当の支給額を参考にした引上げ改定となっております。余り厚岸町には影響はないんですけれども、この引上げ改定が行われるということで、給与制度の総合的見直し、大きい部分としてですね、俸給表の引き下げ、約2パーセントの引き下げが大きいのではないかと考えております。

厚岸町に置き換えますとですね、同じ様な改定を行った場合、約1.7パーセント弱程の引下げ改定、平均でいくとですね、になるかと思えます。この引き下げにつきましてはですね、理由としては公務員給与は高いのではないかと指摘が、民間賃金の低い地域を中心に依然としてみられることに留意したということで、人事院勧告は説明をされております。併せて総務省からは、既に閣議決定を行った10月7日、総務副大臣通知を以てですね、都道府県を通じ各市町村にも、これに倣った改定を行うようにという技術的助言がされているところでございます。以上です。

●議長（音喜多議長） 10番、谷口議員。

●10番（谷口議員） 今回の給与改定で、引き上げが行われているわけですが、今回の条例改正では嘱託職員までをみているわけですね。厚岸に非常勤職員とか、臨時職員とか、そういう職員が結構いると思うんですね。その人達の処遇は、この給与改定によってどの様に変っていくのか、その辺りについて説明をしていただきたいと。

それと、見直しの関係ですけど、今度は給料を下げたいということですね、上がるのではなくてね。上がった上がったと喜んでいけば、今回の消費税みたいに何か先送りをしたから、ああ良いのではないかと思った裏側に、ちゃんとその後で消費税を引き上げますよというのがしっかり付いて、それを政権選択で選挙しようという話になってますけど、給与改定も結果的にはそういうことがずっと付いて来るのかなと。よくよく考えてみたら、いつの間にかすっかり給与が下がる方向にきちんと舵が取られていたということになってしまっただけで、困るのではないかと。そして、地域の経済にもね、非常に大きな影響を与えると思うんですね。もし、給与が引き下げられていくということがこれから続いていけば、一時は上向くかもしれないけど、下がった途端に一気に地域経済も冷え込んでしまうということで、中央には厚く、地方には冷たくと。高級官僚だけが良い思いをして、地方で住民のために一生懸命に頑張っている地方官僚の方は、非常に厳しい生活を強いられるというのでは拙いのではないかなと思うんですね。

私達若い頃は、役場の職員の給料は決して高くなかったと思うんです。民間のほうが高い、そういう時期が、僕が高校を卒業した頃はそういうことで、よく役所に行くというのが一般的な思いでしたけれども、それもお互いにやりながら現在の給料体系に成りつつあると思うんですけれども、これがまた以前の様になっていくのかなと、非常に危惧をする訳ですけども、その辺りはどの様に考えているのか、お伺いをいたします。

●議長（音喜多議長） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、今回の給与の引上げ改定に伴っての臨時職員・非常勤職員の賃金への影響でありますけれども、あくまでも臨時職員・非常勤職の方々の賃金につきましては、北海道の最低基準単価というものがございまして、今年度も引き上げられましたけれども、現状でもそれを大きく上回っている状況でありますので、しかも来年度はこの形でいくとですね、職員の給与も引き下げられると。職員の給与と臨時職員・非常勤職の賃金は余り整合した中ではですね、引き下げとかというものは行わないでいこうと考えております。あくまでも北海道の最低賃金単価を見計らいながら、必要があればですね、上げる形をとっていきたいと考えております。

給与制度の総合的見直しに関わる職員の給与の引下げ改定でありますけれども、今は民間準拠ということで国は考えている様であります。ですから、初任給の職員、若年層の職員の方々が適用される給料につきましては、人材確保という影響もありますので、この部分については引き下げを行わないと。民間ではここ最近、特に50歳とか55歳を超えるとですね、逆に給料が1割とか2割引き下げを行っているところを見倣って

ですね、55歳以上、50歳以上の給料が引き下げになってきている現状かと思います。厚岸町の団体、漁協であるとか農協の給料表についても、厚岸町の職員の給料表に倣っている部分も多々ありますので影響が及ぶ可能性もあります。

最近の総務省の人事ですとか給与の調査というものがありますが、この調査が可成り厳しくなってきたりして、国と違った措置をしているものについて、厳しく指摘がされているところでございまして、今、職員組合に申し入れをしている内容につきましても、こちら側としてはですね、人事院勧告に倣った形で改定を行いたいという申し入れを行っているところでございます。これは全国的な、札幌市のこの度の人事委員会の勧告ですとか、北海道の人事委員会の勧告、これらの内容を見ましても、やはり人事院勧告に準拠した、国の法律に準拠した形での引下げ改定、ということをお勧めされているところをみるとですね、やはり厚岸町もこれに従って行かなければならないと感じているところでございます。少なくとも今回の引下げの内容がですね、若年層、初任給の所が引下げ改定が行われないということが、救いかなと思っているところでございます。

●議長（音喜多議長） 9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） 二・三お尋ねをさせていただきます。

まず、職員の平成27年度の対応につきましては、10番議員さんが大変詳しい質問をされましたので、今、町職員組合と協議を進めて今後取り組んでいくということなんです。町職員が折衝に当たっては、今後の仕事に意欲をなくさないような、しっかりとした、理事者として適切な、国の方針を含めてですね、適切な判断をしていただきたいと思います。と思う訳でございます。

その上でお尋ねをするんですけども、給料表、平成26年度の給料遡り支給をされるということですが、先程の説明で国は今回、報酬の改定に当たって平均0.3パーセント位のアップだと理解をさせていただいたんです。4月に遡って、この給料表でやっていくんですけども、実際にそれでは、厚岸町の職員の皆さんがこの表に置き換えた場合、全体として何パーセント位のアップ率になるのかということをお尋ねさせていただきます。もし違ふと、同じであれば、国の年齢構成とか色々な条件、諸条件があると思うんです。さっきから詳しく、僕の頭ではちょっと理解が出来なかったんですけど、大まかにですね、どういう部分が違ふんで、こういう数字になるんだという捉え方をされているのであれば、その点について伺いをさせていただきたいと思ひますし、もう一点、これもちょっと恥ずかしい話なんですけれども、再任用されている方が厚岸町にはおると認識していたんですよ。そういう皆さんは、今回の遡り支給については実際にどうなんだろうと、この表でいくと。当てはまるのか、そういう方は据え置きなのかどうか、この二点についてお尋ねさせていただきます。

●議長（音喜多議長） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず一点目の、国の俸給表を厚岸町の給料表に置き換えた場合の引き上げについては、厚岸町は一般給料表、それと企業職給料表、それと医療職給料

表この三つを併せますと、月例級で平均で約0.44パーセントの引き上げになります。国は平均で0.3パーセントの引き上げと人事院勧告では言っておりますけれど、厚岸町に置き換えますと0.44パーセントの引き上げ。それと、嘱託職員給料表については、提案の中で申し上げました通り0.67パーセントの引き上げとなります。

この違いはですね、国の俸給表につきましては、1級から10級までの設定になっております。厚岸町の給料表は、ご覧の通り1級から6級まで。課長職までしかありませんので、今は職務級の原則が用いられてまして、国の役職でいうと1級から10級までの給料表になっています。厚岸町は1級から6級まで、課長職までの給料表ですので、厚岸町にない7級から10級までの給料月額の上昇幅というものが、恐らく国は小さいんだろうと思います。当然平均を出した場合には、低い上昇率となると。厚岸町は6級までしかありませんので、上昇になる方が国よりもその割合の中では多いということで、0.44パーセントの引き上げ。嘱託職員は、特に対象者が少なくなってますので、しかも上がらない所の号俸がありませんので、0.67パーセント、更に高い上昇率になると考えております。特にここ最近のですね、厚岸町の職員構成を見ますとですね、若年層の職員が可成り多くなってきております。ですから、その引き上げをされる職員が国に比べるとですね、その割合が多いということで上昇率が高くなっていると考えています。

次に、再任用職員の給料月額につきましては、今回据え置きとさせていただきます。これは、人事院勧告でいう高齢層の職員に対しては、今回引き上げを行わないとしておりますので、再任用職員の方々については、既に一度退職をされた方々でございますから、それに倣いますと、今回その方々の給料月額については、引き上げを行わないということに倣った形としております。

（「最初に言った考え方、今後について」の声あり）

- 総務課長（會田課長） 済みませんでした。職員の給料につきましては、今後もやはり人事院勧告に倣った形で引き上げ・引下げを行っていく、という方針で今のところいるところでありますが、今後、人事評価制度というものが地方公務員法で確立をされまして、おそらく28年4月から、これを行わなければならないことになりますので、それも含めてですね、職員のモチベーションが下がらない形になるようにですね、色々と考えながら行っていかなければならないと考えておりますけれど、何せ人事院勧告もこの様な形で厳しくなってきておりますので、その形に倣ったもので職員のモチベーションが下がらない形というものを、厚岸町として考えていきたいと考えております。

- 議長（音喜多議長） 他にございませんか。

なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議長） 以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成26年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

午前11時34分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年11月25日

厚岸町議会

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---